

一般社団法人日本癌治療学会ホームページ依頼広報記事掲載に関する規程

(適用)

第1条 一般社団法人日本癌治療学会ホームページ (<https://www.jsco.or.jp/>、以下、一般社団法人日本癌治療学会を「本学会」といい、一般社団法人日本癌治療学会ホームページを「学会ホームページ」という)における本学会会員及び関係機関又は団体等(以下、「関係団体」という)からの依頼に基づく広報記事(以下、「依頼広報」という)の掲載については、この規程(以下、「本規程」という)による。

(目的)

第2条 学会ホームページにおける依頼広報の掲載は、会員をはじめとする閲覧者に関係団体が主催する学術企画及び研究助成、並びに、それらが実施する医学研究、及び、医薬品・医療機器に関する広範な情報を提供すること、また、会員及び関係団体の広報活動を支援することを目的とする。

(掲載する広報記事)

第3条 学会ホームページに掲載する依頼広報は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 前条に定める目的に合致すること
- (2) 公共性を有する団体、又は、その他、本学会が適当と認める団体から依頼された広報記事であること
- (3) 記事内容が、当該団体を所管する国又は地方公共団体等の指導・指示、並びに、著作権法等関係法令を遵守していること
- (4) 本学会賛助会員から依頼された広報記事で、本学会が適切と認める内容であること

(掲載対象としない記事)

第4条 関係団体から学会ホームページにおける広報依頼があったときも、次の各号のいずれかに該当するものは、学会ホームページに掲載してはならない。

- (1) 第2条に定める目的に合致しないもの
- (2) 記事内容が、公序良俗に反する、又は、他者を誹謗中傷する記載を含むもの
- (3) 科学的根拠のない記載及び誇張により、閲覧者に誤った情報を与えるもの
- (4) 学会ホームページに広報記事を掲載することで、本学会と特別な関係があるように装ったもの
- (5) 本学会の社会的信用を損ない、又は、本学会に経済的損失を生じさせるもの
- (6) その他、本学会が不適当と認めるもの

(広報掲載の申請及び許可)

第5条 本規程に同意のうえ、本ページに広報記事の掲載を希望する会員、又は、機関若しくは団体の責任者(以下、「申請者」という)は、本学会広報・渉外委員長(以下、「担当委員長」という)に対し、次の各号により、申請することができる。

- (1) 申請は、e-mailまたは学会ホームページに掲載している「一般社団法人日本癌治療学会ホームページ掲載申請書(フォーム)」によること
 - (2) 機関又は団体の名及び概要を明らかにすること
 - (3) 掲載を希望する記事内容及び利用目的を提示すること
 - (4) 責任者又はその代理人の連絡先(e-mailアドレス、電話、又はファクス)を明示すること
 - (5) 本規程への同意を明示すること
- 2 担当委員長は、申請を受理したときは、前条の各号に照らし、広報記事を掲載することの可否を決定し、その結果を責任者に通知するものとする。
 - 3 担当委員長は、前項の可否の決定に慎重な検討が必要と判断したときは、広報・渉外委員会(以下、「担当委員会」という)の協議により可否を決定する。

(広報の掲載)

第6条 前条に定める手続きにより、掲載の決定がなされたときは、速やかに学会ホームページの所定のページに掲載する。

- 2 掲載にあたっては、当該記事に対する問い合わせは、申請者に行うべきことを明記する。

(掲載記事の削除)

第7条 依頼広報の掲載後、諸般の状況から、担当委員長が当該記事の掲載を取りやめるべきと判断したときは、申請者の同意なく、当該記事を削除することができる。

- 2 申請者は、当該記事の掲載継続の必要性がなくなったと認めたときは、直ちに担当委員長にその旨を通知しなければならない。
- 3 担当委員長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該記事を削除するものとする。

(掲載ページの移動)

第8条 本学会は、随意に、依頼広報の掲載箇所及び掲載ページURLを変更することができる。その場合、申請者に対し、個別の通知は行わない。

(免責)

第9条 本学会は、依頼広報の掲載、掲載不許可、又は、削除等により、依頼広報の掲載申請を行った団体及び申請者並びに第三者に何らかの損害が発生しても、いかなる責任も負わない。

(変更)

第10条 本規程は、担当委員会の協議及び議決を経て変更できるものとする。

附則

- 1 本規程は、平成31年2月13日から施行する。
- 2 本規程は、令和4年11月14日から施行する。

一般社団法人日本癌治療学会ホームページ依頼広報記事掲載に関する規程 運用規則

(適用)

第1条 一般社団法人日本癌治療学会ホームページ依頼広報記事掲載に関する規程（以下、一般社団法人日本癌治療学会を「本学会」といい、一般社団法人日本癌治療学会ホームページ依頼広報記事掲載に関する規程を「同規程」という）の運用は、この規則（以下、「本規則」という）による。

(広報記事掲載の許諾手続きの簡略化)

第2条 同規程の第5条第2項の運用にあたっては、次の各号のいずれかに該当する団体等から広報記事の掲載依頼があったときは、広報・渉外委員長（以下、「担当委員長」という）の裁可によらず、本学会事務局において許諾することができる。ただし、事務局は、広報記事の内容に疑義があると認めたときは、担当委員長の裁可を仰ぐものとする。

- (1) 官公庁及び独立行政法人
- (2) 製薬企業のうち、日本製薬工業協会の会員企業 <https://www.jpma.or.jp/about/member/index.html>
- (3) 日本医学会に所属する学術団体、本学会と相互に協力・連携している学術団体、又は、これまでに本学会のセミナーその他の企画において後援を依頼したことがあるか、若しくは、当該学会のセミナーその他の企画への後援を依頼されたことがある学術団体
- (4) 医育機関、又は、その部局・部門
- (5) 本学会賛助会員

(広報記事掲載拒否の手続きの簡略化)

第3条 同規程の第5条第2項の運用にあたっては、次の各号のいずれかに該当する広報記事は、担当委員長の裁可によらず、本学会事務局において掲載依頼を拒否することができる。

- (1) がんの診断・治療・予防に関連しないもの
- (2) もっぱら特定の医薬品・医療機器の販売促進のみを目的とするもの

(担当委員長への報告)

第4条 事務局は、前2条により掲載を許諾又は拒否した依頼内容について、適宜、担当委員長に報告しなければならない。

(変更)

第5条 この規則は、担当委員会の協議及び議決を経て変更できるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成24年7月31日から施行する。
- 2 この規則は、令和4年11月14日から施行する。